

< 変更案 >

帯広市国民保護計画 新旧対照表

令和 8 年(2026 年) 6 月

帯広市国民保護協議会

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	変 更 案	備 考
P33	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略)</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 (1) (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p><u>新設</u> _____ _____ _____</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略)</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) <u>災害派遣の要請</u> <u>市長は、事案の規模や収集した情報から人命又は財産の保護のため必要があると認め、かつ、国の事態認定を待ついとまがなく自衛隊の支援が必要な場合、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう申請する。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>北海道国民保護計画との整合を図る変更</p>